

国連憲章、日本国憲法、そしてラッセル・ アインシュタイン宣言を再訪する

広渡清吾（日本パグウォッシュ会議会長）

2025 年 11 月 5 日、広島市で開かれたパグウォッシュ会議世界大会（第 63 回）の発言（和文）

私は法学者としてこのテーマについて発言したい。7 つの論点を述べる。

1. 今の世界—逆流の時代

「ラッセル・アインシュタイン宣言」から 70 年、そして、核時代に入ってから、すなわち、広島・長崎の被爆から 80 年を経た今日、「宣言」の示した世界認識と世界の採るべき道について、この世界はなお分断されている。それどころか、「われわれの世界」、「われわれ人類」という考え方に基づいて、共通の未来を目指すことに対して大きな逆流が生まれている。それは、ドナルド・トランプが二度目のアメリカ大統領に就任した時代のなかにある。

第二次世界大戦後のアメリカは、その役割を変化させながら世界に規定的な影響力を行使してきた。アメリカのあり方は、戦争放棄という私たちの目標を論じるに際して、とても大きな意味をもつ。しかし、決定的に重要なことは、戦争放棄を目指す「われわれの世界」、「われわれ人類」にとって、アメリカが主導者ではなく、むしろ働きかけの対象であるということである。それゆえ、私たちは、戦争放棄の目標にいつその困難が生じつつあることを確認しつつ、あらためてパグウォッシュ運動の戦争放棄の道についてその立場と展望を確かめなければならない。

2. 戦争の違法化—国連憲章と不戦条約（1928年）

第二次世界大戦後の世界は、将来に戦争を引き起こさないという世界の人々の思いから始まった。連合国は、枢軸国ドイツの降伏後、1945年6月に国際連合憲章に署名し、憲章は同年10月に発効する。1946年1月にロンドンで第一回国連総会が開催された。

国連憲章は、「国際の平和と安全を維持すること」を国際連合の第一の目的とし、加盟国に国際紛争の平和的解決を義務づけ、かつ、国際関係における武力による威嚇または武力の行使を慎むべきことを規定した。国際紛争を武力によって、つまり戦争の手段によって解決することは、国連憲章の下では許されないこと、つまり国際法上「違法」とみなされたのである。

それまで17世紀のグロチウス以来、戦争を外交の延長として国家のとりうる正当な手段、国家の権利とする考え方は、近代国際法の原理とされてきた。第一次世界大戦後に設立された国際連盟も、戦争を始める手続きの国際的規制を行い、戦争を始める自由を制限するが、戦争それ自体を制限する役割を持つことはなかった。戦争観の大転換を行ったのは、1928年の不戦条約、正式名称「国家政策の手段としての戦争の放棄に関する一般条約」、よく知られている名称は「ケロッグ＝ブリアン条約」である。こうして不戦条約は、伝統的な戦争の概念を、基本において、国家の合法的な権利から国際法上の違法な行為に転換した。

3. 国連憲章とその制約

国連憲章は、不戦条約の大転換を踏まえて、戦争を国際紛争解決の手段として認めず、加盟国の平和的解決の義務と武力行使禁止を基本原則とする。しかし、国連憲章は、不戦条約と同様の問題を抱えた。不戦条約は、「放棄すべき戦争」の解釈として「自衛のための戦争」を条約の適用外とすることが当事国において了解されたと言われている。

国連憲章制定過程でもこの論点が一つの焦点となった。国連憲章第51条は、加盟国が他国から武力行使を受けた場合、加盟国の固有の権利としての自衛権（個別的、かつ、集団的）行使を正当なものとして規定した。こうして、国連憲章のもとでの国連加盟国の武力行使は、自衛権行使として正当性が主張され、安全保障理事会で議論される。とはいえ安保理は、議論が尽くされるわけではなく、公平なものである保障がない。

サンフランシスコに集まった連合国が国連憲章に署名したのは、1945年6月である。それは、広島、長崎への原爆投下、およびそれに続く日本の降伏文書署名の前

の事であり、国連憲章成立の日は、まだ核時代に入っていない。国連憲章は、それゆえ「核時代の戦争」に正面から向き合っていない。

4. 広島と長崎の経験そして日本国憲法第9条

被爆国として「核時代の戦争」に最初に向き合い「戦争の放棄」を人類史上もっとも深刻にとらえたのは日本である。1946年11月に制定された戦後の新憲法は、それを表現している。新憲法9条は、第1項で「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」と規定する。これは、不戦条約の系譜に立っている。重要なのは、第2項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍、その他の戦力は一切これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定したことである。

放棄すべき戦争が侵略戦争か自衛戦争も含むかという議論は、第2項が一切の戦力不保持を規定し、戦争遂行能力を否定することによって、無意味になる。日本国憲法9条に託した日本国民の非戦の決意と平和への希望はそこに示された。

戦後世界は、アメリカに対抗してソ連が核を保有するという東西冷戦の核時代に入り込み、原爆に続いて水爆の開発が競争の目標になる。このなかで、日本国民は、アメリカの水爆実験によって三度目の被爆をうける。1954年3月、アメリカのビキニ環礁における水爆実験は、日本漁船第5福竜丸を被爆させ、放射能被害によって乗組員久保山愛吉さんの生命を奪った。それは、事情を深く知る科学者にとって、個人の偶然的な惨事ではなく、核時代の人類に対する惨禍の予兆として受けとめられた。

5. ラッセル・アインシュタイン宣言と憲法第9条

「ラッセル・アインシュタイン宣言」は、核時代の悲惨さに直面し、核時代を拓いた科学者の責任に突き動かされ、世界に発信されたものである。世界の科学者、市民そして各国の政治指導者に対して告げられたことは、核時代が人類に決定的な危機、滅亡の危機をもたらしているということ、そして、この危機は、世界の人々が、人間としての立場(your Humanity)のみを思い起こし、それ以外のことを忘れることによって初めて脱出できるということである。

「宣言」は日本パグウォッシュ・グループによれば、戦争放棄とそのための戦力不保持を規定した日本国憲法9条に対して、憲法制定時にもまして大きな新しい意義を

与えるものであった。日本国憲法 9 条は、唯一の被爆国として戦争のない世界への日本国民の希望と決意を表明している。「宣言」は、この日本国民の願いを全人類共通のものにすることを世界に訴えて日本国民を励まし、他方で「宣言」の全人類への呼びかけは、日本国憲法という実定憲法規範に具現化されているのである。戦争の論理からの脱却、戦争放棄の道において、「宣言」と「日本国憲法 9 条」は、このように二本の柱を形造っている。

6. 現実政治による挑戦

現実政治において、日本国憲法 9 条の戦争放棄は、不戦条約や国連憲章がかかえた問題と同様に、国家の固有の権利という主張のもとに「自衛権」を梃子にして形骸化されてきている。まず、1954 年に「自衛隊」が創設された。自衛隊の合憲性は、9 条が個別的自衛権、つまり他国の武力攻撃に対して最小限で反撃する権利を否定していないこと、また、自衛隊は軍隊ではなく戦力を保持するものではないという政府の解釈によって理由づけられた。

日本国憲法 9 条の現実政治による形骸化の深まりにかかわらず、そして、9 条を政治的現実にあわせる憲法改定への自民党政権の圧力にもかかわらず、これまで 9 条は国民多数の支持を維持してきた。しかし、ロシアのウクライナ武力侵攻が国民の軍事的防衛の意識を刺激し、9 条改定の賛成意見が過半数をこえる世論動向が生じている。日本国憲法の危機は、「宣言」の意義とパグウォッシュ会議の活動への期待をいっそう大きくするものである。

7. 戦争放棄のための国際法的枠組みの創造に向けて

湯川秀樹は、戦争放棄の完全な条件として世界政府の創設を主張した。湯川も現実の世界政治の中で、自己の主張が理念にとどまらざるをえないことを認めている。そのゆえにこそいっそう、核時代のいま、行使しうる実力をもった各国の戦争回避の努力、つまり、戦争回避・戦争放棄にむけた多様な国際法的な枠組みの形成に向けての各国の努力を、世界の科学者と市民が事実と論理に基づいて勇気づけることが求められている。

世界は、「宣言」とパグウォッシュ会議の活動に対する逆流を生み出している。しかし、世界は、核戦争阻止に向けて核兵器禁止条約を国際法として成立させた。2024 年には日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞し

た。平和委員会のフリードネス委員長は、受賞を祝したスピーチの冒頭に「宣言」の有名になった章句を引用し、世界的な戦争放棄と核廃絶の取り組みの大きな流れを強調した。

パグウォッシュ会議の活動の重要性は、いま、いっそう高まっている。科学者の社会的責任に基づき、人類としての共通の立場から、戦争放棄の目標に向かって「対話」を続け、将来世代に希望と可能性を示すために、パグウォッシュ会議の活動は持続し、発展しなければならない。 （文責：新潟 AALA 谷本盛光）